



# 熊本県公報

第 1 2 1 4 7 号

平成 24 年 9 月 14 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 熊本県地下水保全条例第 25 条の 2 の規定に基づく重点地域の指定……………(環境立県推進課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障がい者支援課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………( ) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止……………( ) 2
- 保安林の指定……………(森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定……………( ) 3
- 保安林の指定に関する予定……………( ) 3
- 保安林の指定に関する予定……………( ) 4
- 保安林の指定に関する予定……………( ) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂防課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 10
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( ) 10
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障がい者支援課) 10
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) 11
- 救急医療機関に関する協力申出の撤回……………(医療政策課) 11
- 救急医療機関に関する認定……………( ) 11
- 救急医療機関に関する認定……………( ) 11
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 11
- 超精密形状測定機の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………(管理調達課) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見……………(商工振興金融課) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見……………( ) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………( ) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………( ) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………( ) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………( ) 14
- 超精密形状測定機の調達に係る一般競争入札の実施……………(管理調達課) 15
- 熊本県警察統合 OA システム用パソコン等(平成 24 年度導入分)の借入れに係る一般競争入札による落札者決定……………(警察本部情報管理課) 18
- 第 5 回熊本県「無らい県運動」検証委員会の開催……………(熊本県「無らい県運動」検証委員会) 18

## 告 示

**熊本県告示第 1045 号**  
 熊本県地下水保全条例(平成 2 年熊本県条例第 52 号)第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる重点地域を平成 24 年 10 月 1 日付けで指定する。  
 平成 24 年 9 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

重点地域  
 熊本地域(熊本市、菊池市(旧泗水町、旧旭志村の区域に限る。))、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町の全域)

**熊本県告示第 1046 号**  
 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示す

る。  
平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
特定非営利活動法人かしの木ハウス かしの木ハウス グループホーム・ケアホームもり 共同生活介護、共同生活援助	事業所の名称	グループホーム・ケアホームもり	かしの木ハウス グループホーム・ケアホームもり	平成24年3月9日
社会福祉法人 グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター 結ふたば 居宅介護、重度訪問介護	事業所の名称	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターふたば	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター結ふたば	平成24年4月1日

熊本県告示第1047号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
NPO法人 宇城きぼうの家 宇城きぼうの家 就労継続支援A型	事業所の名称	手作り工房 四季	宇城きぼうの家	平成24年4月1日
社会福祉法人 御陽会 就労継続支援センター 井無田作業所 就労継続支援B型	事業所の名称	就労継続支援センター 明星学園	就労継続支援センター 井無田作業所	平成24年6月1日

熊本県告示第1048号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
あかね 宇城市松橋町両仲間 1005番地3	有限会社 弘司 熊本市南区城南町 今吉野852番地	平成24年 6月18日	4312700133	居宅介護・ 重度訪問介護

	58 津崎 弘司			
まんさく園 八代市永碓町961 番地の1	社会福祉法人 麦 の会 八代市永碓町96 1番地の1 永野 憲一郎	平成24年 5月1日	4310200243	自立訓練 (生活訓 練)

**熊本県告示第1049号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県水俣市多々良町196番・197番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1050号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字城戸口568番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1051号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字弥太越2200番1、2201番1、2205番1、2205番3、2208番1、2208番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字弥太越2205番3・2208番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1052号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字中村1062番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字中村1062番2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1053号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市宝川内字吉花748番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字吉花748番2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1054号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
 平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 熊本市
  - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 弓削2（201-1-050）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市北区龍田町弓削
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
近津 (201-1-126)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区松尾町近津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
二の丸 (201-1-147)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市中央区二の丸
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
松尾-1 (201-1-158-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区松尾町上松尾
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
松尾-2 (201-1-158-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区松尾町上松尾
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
松尾-3 (201-1-158-3)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区松尾町上松尾
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- イ 戸坂-1 (201-1-166-1)  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市中央区横手二丁目
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (8)
  - ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
戸坂-2 (201-1-166-2)
  - イ 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市中央区横手二丁目
  - ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (9)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
戸坂-3 (201-1-166-3)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市中央区横手三丁目
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (10)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
横手町 (1)-1 (201-1-169-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市中央区横手二丁目
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (11)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
横手町 (1)-2 (201-1-169-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市中央区横手二丁目
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (12)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
横手町 (2)-1 (201-1-170-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市中央区横手三丁目
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
横手町（2）-2（201-1-170-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市中央区横手三丁目  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
横手町（2）-3（201-1-170-3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市中央区横手三丁目  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
横手町（2）-4（201-1-170-4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市中央区横手三丁目  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
横手町（3）-1（201-1-171-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区春日四丁目  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
横手町（3）-2（201-1-171-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区横手二丁目  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 横手2・4丁目 (201-1-175)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市西区横手二丁目及び春日四丁目  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 上松尾5 (201-1-179)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市西区松尾町上松尾 (百貫石)  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 城山2 (201-1-184)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市西区上代九丁目  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 春日4丁目1 (201-1-192)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市西区春日四丁目  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 春日4丁目2 (201-1-193)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市西区春日四丁目  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- (23)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上松尾（201-1-009（人））
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区松尾町上松尾
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (24)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上松尾1-1（201-2-072-1）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区松尾町近津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (25)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上松尾1-2（201-2-072-2）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区松尾町近津
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (26)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上松尾6（201-2-087）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区松尾町上松尾
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (27)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
百貫関（201-2-089）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区松尾町上松尾
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (28)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
北浦（201-2-091）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 熊本市西区上代九丁目  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
二の丸 (201-2-094)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市中央区宮内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土  
木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1055号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー  
ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊池郡市医師会デイサービスセンタ ー 菊池市亘359番地2	社団法人菊池郡市医師会	平成24年10月1日

熊本県告示第1056号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防  
サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊池郡市医師会デイサービスセンタ ー 菊池市亘359番地2	社団法人菊池郡市医師会	平成24年10月1日

熊本県告示第1057号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害  
福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び 所在地	事業者の名称、主 たる事務所の所在 地及び代表者の氏 名	指定年月日	事業所番号	サービスの種 類
オレンジ夢ファーム天水 玉名市天水町小天 1143-1	NPO法人ひろき 玉名市天水町小天 3845番地 田尻 勝寛	平成24年 9月15日	4310400355	就労継続支援 A型

熊本県告示第1058号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 人吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 人吉都市計画道路事業3・4・15号下林願成寺線
- 3 事業施行期間 平成24年9月14日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 人吉市鬼木町字小森、鬼木町字善生院、鬼木町字南久保田及び願成寺町字天神林  
使用の部分 なし

熊本県告示第1059号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
南部中央病院	熊本市南区南高江六丁目2番24号	平成24年8月1日

熊本県告示第1060号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
南部中央病院	熊本市南区南高江六丁目2番24号	平成24年8月1日から 平成27年7月31日まで

熊本県告示第1061号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院等を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
杉村病院	熊本市中央区本荘三丁目7番18号	平成24年10月7日から 平成27年10月6日まで
九州記念病院	熊本市中央区水前寺公園3番38号	平成24年10月7日から 平成27年10月6日まで
慶徳加来病院	熊本市中央区練兵町98番地	平成24年10月7日から 平成27年10月6日まで
江南病院	熊本市中央区渡鹿五丁目1番37号	平成24年12月16日から 平成27年12月15日まで
北部脳神経外科・神経内科	熊本市北区楠野町1067番地1	平成24年9月17日から 平成27年9月16日まで
熊本中央病院	熊本市南区田井島一丁目5番1号	平成24年9月25日から 平成27年9月24日まで
独立行政法人国立病院機構 熊本南病院	宇城市松橋町豊福2338番地	平成24年9月25日から 平成27年9月24日まで

熊本県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年9月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡線	八代市古閑中町 2484番4地先から 同所 2404番2地先まで	前	6.0 ～ 7.5	236.5	交差点 改良工 事に伴 う迂回 路
			後	6.0 ～ 7.5		
				8.0 ～ 24.0	411.8	

2 区域を変更する期日 平成24年9月14日

熊本県告示第1063号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 調達物品及び数量

超精密形状測定機 一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により知事が入札参加資格を有すると決定した者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札に参加するための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、申請書の様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書ダウンロード」のページで確認することができる。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-383-1111（内線6349）

096-333-2581（ダイヤルイン）

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

告示の日から平成24年9月28日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時

30分から午後5時までとする。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成26年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者の入札参加資格審査申請の受付は、平成26年1月4日から平成26年1月31日まで（閉庁日を除く。）行う。

公 告

熊本県公告第482号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により平成24年4月2日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により玉名市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書

を縦覧に供する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーキッド玉名店  
玉名市築地349番地ほか

2 玉名市の意見の概要

小売業の地域密着型産業としての性質から、周辺地域の生活環境の保持のため、法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応をお願いする。特に営業時間の延長については、周辺住民の生活に直接影響を及ぼす事項であるので、特段の配慮をお願いする。

具体的には、交通安全対策や防災・防犯対策、環境対策など十分に配慮し、万一不測の事態が発生した場合は、その都度誠意をもった対処をお願いする。

また、地域社会との融和を図る意味からも、変更前に行っていたサービスや地域活動については、最低限継続されるよう積極的な地域貢献をお願いする。  
地域住民への説明会後に、新たに要望等出された場合は、前向きな対応をお願いする。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県玉名地域振興局総務部総務振興課

平成24年9月14日から平成24年10月14日まで

熊本県公告第483号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成24年3月30日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク八代店  
八代市本町一丁目7番59号

2 八代市の意見の概要

新設の駐車場の出入口が商店街の近くとなり、通行者との事故の発生が危惧されるため、安全性の確保について十分な検討及び配慮をお願いする。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県八代地域振興局総務部総務振興課

平成24年9月14日から平成24年10月14日まで

熊本県公告第484号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス人吉店  
人吉市中林町字広鶴1898-1ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
スーパードラッグコスモス人吉店	ドラッグコスモス人吉店

(2) 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の住所

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 宮崎県宮崎市新栄町33番地	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 届出年月日

平成24年8月31日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県球磨地域振興局総務部総務振興課

平成24年9月14日から平成25年1月14日まで

熊本県公告第485号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス津奈木店  
水俣市小津奈木町字大丸472-1
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
スーパードラッグコスモス水俣店	ドラッグコスモス津奈木店

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

変更前	変更後
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 赤土 勇 東京都台東区上野七丁目14番4号	ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 宮崎県宮崎市新栄町33番地	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 届出年月日  
平成24年8月31日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県芦北地域振興局総務部総務振興課  
平成24年9月14日から平成25年1月14日まで

熊本県公告第486号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス人吉店  
人吉市中林町字広鶴1898-1ほか
- 2 変更する事項の概要  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前10時から午後10時まで  
(変更後) 午前6時から午後10時まで

- 3 変更の年月日  
平成24年9月1日
- 4 届出年月日  
平成24年8月31日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県球磨地域振興局総務部総務振興課  
平成24年9月14日から平成25年1月14日まで

熊本県公告第487号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年9月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス津奈木店

- 2 水俣市小津奈木町字大丸472-1  
 変更する事項の概要  
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 (変更前) 午前9時から午前10時まで、午後9時から午後10時まで  
 (変更後) 午前6時から午後10時まで
- 3 変更の年月日  
 平成24年9月1日
- 4 届出年月日  
 平成24年8月31日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県芦北地域振興局総務部総務振興課  
 平成24年9月14日から平成25年1月14日まで

熊本県公告第488号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成24年9月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
超精密形状測定機 一式
  - (2) 調達物品の仕様等  
発注仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成25年3月29日
  - (4) 納入場所  
熊本県産業技術センター  
熊本県熊本市東区東町3-11-38
  - (5) 入札金額  
入札金額は、本調達物品の購入に係る費用の総額とする(搬入費、据付調整費、動作確認費等納入に要する一切の費用を含む。)落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額をもつて落札金額とする。入札のときは、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
  - (6) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格を設けない。
  - (7) 入札方式  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間中に熊本県電子入札システム紙入札移行承認を提出し、県の承認を受けたものに限り、紙入札により入札することができる。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
  - (8) その他  
本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
 

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)第5条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であること。
  - (2) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している「仕様適合証明(書)」による。)を(以下「入札関係様式」という。)に定める「仕様適合証明(書)」による。)の審査を受ける期間は、この公告の日から平成24年10月10日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、審査申請の受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、証明が3(3)の申請書の提出期間の末日に間に合わないことがある。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の

- 申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格の確認申請
- (1) 提出書類  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに掲げる条件の全てを満たしているかの確認を受けるため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- (2) 申請書等の提出方法  
ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
次の(ア)及び(イ)に掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(イ)に掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合又は(イ)に掲げる書類を電子データ化できない場合は、(ア)に掲げる書類に(イ)に掲げる書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(イ)に掲げる書類を提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。  
(ア) 競争入札参加資格確認申請書  
(イ) 2の(2)に掲げる書類（仕様適合証明願(書)）  
イ 紙入札方式による入札参加の場合  
次の(ア)及び(イ)に掲げる書類を4の(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。  
(ア) 競争入札参加資格確認申請書  
(イ) 2の(2)に掲げる書類（仕様適合証明願(書)）
- (3) 申請書等の提出期間  
この公告の日から平成24年10月17日（水）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (4) 競争入札参加資格の確認結果の通知  
確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- (5) 競争入札参加資格の確認に当たっての留意点  
(3)の提出期間内に申請書等を提出しない者及び競争入札参加資格の確認の結果2の(2)から(5)までに掲げる条件のいずれかを満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (2) 仕様書及び入札関係様式の閲覧（交付）方法  
ア 閲覧（交付）の場所  
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告情報）にて閲覧に供し、又は(1)の場所で交付する。  
イ 閲覧（交付）の期間  
この公告の日から平成24年10月24日（水）まで閲覧に供する。交付については、当該期間の午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）とする。
- (3) 入札の日時及び場所  
ア 電子入札システムによる入札  
競争入札参加資格確認結果通知書を受けた日時から平成24年10月23日（火）午後5時までに入札すること。  
イ 紙入札方式による入札  
(ア) 日時 平成24年10月24日（水）午前10時  
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課（県庁行政棟本館2階）
- (4) 開札の日時及び場所  
4の(3)のイに同じ。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法  
ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の(3)のアに規定する期間に電子入札システムにより入札を行うこと。  
イ 紙入札方式による入札の場合  
入札関係様式に定める入札書（代理人が入札するとき、入札書及び入札関係様式に定める委任状）にくじ番号を記載し、4の(3)のイの(ア)の日時に4の(3)のイの(イ)の場所に持参すること。ただし、郵送により提出するときは、平成24年10月23日（火）までに4の(1)の場所に必着するよう書留郵便で送付すること。当該送付においては、封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書に

中」及び「親展」と、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書きすること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」、調達物品名及び開札日時を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人（入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札の執行事務に関係のない職員）の立会いのもとに行うものとする。

(3) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後、落札者が決定しない場合は、再入札を行う。

(4) 再入札の時刻

再入札の時刻は、原則として1回目の開札の時刻の1時間後とするので、電子入札システムによる入札により入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される再入札通知書を必ず確認すること。この場合において、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかったとき、又は書面により入札書を郵送した者から再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(6) 入札の無効

次のアからシまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。  
 ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札  
 イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札  
 ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札  
 エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札  
 オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
 カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
 キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札  
 ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札  
 ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約の権限のない者のICカードを使用して提出された入札  
 コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
 サ 明らかに連合によると認められる入札  
 シ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(8) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことができない。

(9) 調達に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(10) 入札保証金

免除する。

6 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本競争入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Ultraprecise Profilometer, Complete set. This Ultraprecise Profilometer comprises necessary incidental equipment.
- (2) Delivery period :  
March 29th, 2013.
- (3) Delivery place :  
Kumamoto Industrial Research Institute  
3-11-38 Higashi-town, Higashi-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-0901, Japan.
- (4) Date and Place for tender:  
Date: October 24th, 2012, 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Time-limit for tender by mail (Registered only) :  
Tender must arrive no later than October 23th, 2012
- (6) Contact point for the notice :  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.  
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan.  
Phone: 096-333-2580
- (7) Others:  
Language: Japanese  
Current money: Japanese yen

## 登載依頼

## 熊情管公告第1046号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月14日

熊本県警察本部長 西 郷 正 実

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県警察本部情報管理課  
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年7月11日
- 4 落札者の名称及び所在地  
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所  
熊本市中央区水道町8番6号
- 5 落札金額（月額）  
2,097,900円（うち消費税額及び地方消費税の額99,900円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成24年5月18日

## 熊本県「無らい県運動」検証委員会公告第1号

第5回熊本県「無らい県運動」検証委員会を次のとおり開催します。

平成24年9月14日

熊本県「無らい県運動」検証委員会  
委員長 内 田 博 文

- 1 日時  
平成24年9月21日（金）午後7時から
- 2 場所  
国立療養所菊池恵楓園 社会交流会館（合志市栄3796番地）
- 3 議題
  - (1) ハンセン病関係文書に関する取扱いについて
  - (2) 委員及び協力員からの調査・執筆に関する報告について
  - (3) 今後の進め方について
  - (4) その他

- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
委員会の会議は、原則公開とし、傍聴手続の概要は次のとおりとします。ただし、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議を非公開とすることもあります。
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができます。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県「無らい県運動」検証委員会事務局（熊本県健康福祉部健康づくり推進課内）  
（電話096-333-2210）